

平成27年

上砂川町議会議録

第2回 定例会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1

平成27年第2回定例会

第1号(6月16日)

議事日程	2
会議録署名議員	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員指名について	3
会期決定について	3
諸般の報告	3
総務文教常任委員長 斎藤勝男の報告	3
厚生建設常任委員長 数馬 尚の報告	4
数馬 尚の第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会結果報告	4
数馬 尚の第1回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告	4
数馬 尚の第2回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告	5
斎藤勝男の空知中部広域連合議会第1回臨時会結果報告	5
副議長の中空知広域市町村圏組合議会第1回臨時会結果報告	5
議長の石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会結果報告	6
議長の第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会結果報告	6
副町長の(株)上砂川振興公社平成26年度決算並びに平成27年度事業計画報告	6
例月出納検査結果報告(3・4・5月分)	8
町長行政報告	8
教育長教育行政報告	9
報告第1号 専決処分報告について「平成26年度上砂川町一般会計補正予算(第8号)」 (承認)	10
報告第2号 専決処分報告について「平成26年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘 定)補正予算(第2号)」(承認)	12
報告第3号 専決処分報告について「平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算 (第5号)」(承認)	13
報告第4号 繰越明許費の報告について「平成26年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」 (承認)	15
諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて(決定)	16

議案第 2 2 号	上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について	1 6
議案第 2 3 号	上砂川町企業振興促進条例等の一部を改正する条例制定について	1 7
議案第 2 4 号	空知中部広域連合規約の変更について	1 8
議案第 2 5 号	空知教育センター組合規約の変更について	1 9
議案第 2 6 号	平成 2 7 年度上砂川町一般会計補正予算（第 2 号）	2 9
要望第 1 号	上砂川町議会の活性化並びに議員定数の削減についての要望書（議会運営委員会付託）	2 2
休会について		2 3
散会の宣告		2 3

第 2 号（6 月 1 8 日）

議事日程		2 4
会議録署名議員		2 4
開議の宣告		2 4
会議録署名議員指名について		2 4
一般質問		2 4
齋 藤 勝 男		2 4
建設課長 佐 藤 康 弘		2 5
高 橋 成 和		2 6
建設課長 佐 藤 康 弘		2 7
伊 藤 充 章		2 8
教育次長 齊 藤 琢 也		2 9
吉 川 洋		2 9
住民課長 前 田 厚		2 9
議案第 2 2 号	上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	3 0
議案第 2 3 号	上砂川町企業振興促進条例等の一部を改正する条例制定について（原案可決）	3 0
議案第 2 4 号	空知中部広域連合規約の変更について（原案可決）	3 0
議案第 2 5 号	空知教育センター組合規約の変更について（原案可決）	3 0
議案第 2 6 号	平成 2 7 年度上砂川町一般会計補正予算（第 2 号）（原案可決）	3 0
調査第 2 号	所管事務調査について（許可）	3 1
派遣第 2 号	議員派遣承認について（承認）	3 2
閉会の宣告		3 2

出席議員

議席 番号	氏 名	2 定	
		6.16	6.18
1	伊 藤 充 章	○	○
2	川 岸 清 彦	○	○
3	吉 川 洋	×	○
4	斎 藤 勝 男	○	○
5	数 馬 尚	○	○
6	高 橋 成 和	○	○
7	横 溝 一 成	○	○
8	大 内 兆 春	○	○
9	堀 内 哲 夫	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	2 定	
		6.16	6.18
町 長	奥 山 光 一	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	×	×
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	中 島 隆 行	○	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○	○
企 画 課 長	浅 利 基 行	○	○
建 設 課 長	佐 藤 康 弘	○	○
税 務 出 納 課 長	西 村 英 世	○	○
住 民 課 長	前 田 厚	○	○
地 域 支 援 推 進 室 長	永 井 孝 一	○	○
福 祉 課 長	扇 谷 洋 子	○	○
教 育 次 長	斉 藤 琢 也	○	○
企 画 課 参 事	渡 邊 修 一	○	—

事務局職員出席者

職 名	氏 名	2 定	
		6.16	6.18
議 会 事 務 局 長	中 島 隆 行	○	○
書 記	藤 本 沙 希	○	○

平成 27 年

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 1 日）

6 月 16 日（火曜日）午前 10 時 00 分 開 会

○議事日程 第 1 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 会期決定について

6 月 16 日～6 月 18 日

3 日間

第 3 諸般の報告

1) 議会政務報告

2) 閉会中における常任委員会所管
事務調査結果報告

総務文教常任委員会（斎藤委員
員長）

厚生建設常任委員会（数馬委員
員長）

3) 第 1 回砂川地区保健衛生組合議
会臨時会結果報告（数馬議員）

4) 第 1 回砂川地区広域消防組合議
会臨時会結果報告（数馬議員）

5) 第 2 回砂川地区広域消防組合議
会臨時会結果報告（数馬議員）

6) 空知中部広域連合議会第 1 回臨
時会結果報告（斎藤議員）

7) 第 1 回中空知広域市町村圏組
合議会臨時会結果報告（副議長）

8) 石狩川流域下水道組合議会第 1
回臨時会結果報告（議長）

9) 第 1 回中・北空知廃棄物処理広
域連合議会臨時会結果報告（議
長）

10) (株) 上砂川振興公社平成 26
年度決算並びに平成 27 年度事
業計画報告（副町長）

11) 例月出納検査結果報告（3・4
・5 月分）

第 4 町長行政報告

第 5 教育長教育行政報告

第 6 報告第 1 号 専決処分報告につ
いて「平成 26 年度上砂川町一般会計
補正予算（第 8 号）」

第 7 報告第 2 号 専決処分報告につ
いて「平成 26 年度上砂川町国民健康
保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第 2 号）」

第 8 報告第 3 号 専決処分報告につ
いて「平成 26 年度上砂川町下水道事
業特別会計補正予算（第 5 号）」

第 9 報告第 4 号 繰越明許費の報告に
ついて「平成 26 年度上砂川町一般
会計予算繰越明許費」

第 10 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者
の推薦につき意見を求めることにつ
いて

第 11 議案第 22 号 上砂川町税条例の一
部を改正する条例制定について

第 12 議案第 23 号 上砂川町企業振興促
進条例等の一部を改正する条例制定
について

第 13 議案第 24 号 空知中部広域連合規
約の変更について

第 14 議案第 25 号 空知教育センター組
合規約の変更について

第 15 議案第 26 号 平成 27 年度上砂川
町一般会計補正予算（第 2 号）

※ 議案第22号～第26号は提案理由・内容説明までとする

第16 要望第 1号 上砂川町議会の活性化並びに議員定数の削減についての要望書

○会議録署名議員

8番	大内兆春
1番	伊藤充章

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は、吉川議員から欠席の届け出がありましたので、8名です。

理事者側につきましては、栗原教育委員長が所用のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成27年第2回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、8番、大内副議長、1番、伊藤議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月18日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月18日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（堀内哲夫） 日程第3、諸般の報告を行います。

議政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでありますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、閉会中における常任委員会の所管事務調査結果について各常任委員長から報告を求めます。初めに、総務文教常任委員会、斎藤委員長。

○総務文教常任委員長（斎藤勝男） 総務文教常任委員会所管事務調査について。

調査した結果を次のとおり報告いたします。

調査期間は、平成27年5月15日、1日間であります。

調査項目は、誘致企業等の視察について。

調査委員は、総務文教常任委員会委員全員でございます。

説明員は、京セミ（株）の早坂マネジャーとスフェラーパワー（株）の中村部長、マイクログラス（株）が三上工場長、また奥沢浄水場では西井上下水道係長であります。

調査内容は、各誘致企業の製品の説明と製造工程について調査及び浄水場におけるニジマスの管理状況等について調査しました。

調査結果については、京セミ（株）とマイクログラス（株）につきましては、それぞれ説明を受けた中で経営状況や商品の生産体制等は安定しており、良好であること、また生産増に伴い従業員が不足しており、求人数に対する応募が下回っていることが課題となっているものであります。ス

フェラーパワー（株）につきましては、現在テストラインとしての稼働となっており、今後は商品化と増産体制の確立、雇用の創出に期待するものであります。浄水場は、水質監視魚であるニジマスを利用した薫製などの特産品化事業を実施していることから、今後とも数量確保のための安定した供給が求められているところであります。

以上、簡単でございますが、ご報告といたします。

○議長（堀内哲夫） 次、厚生建設常任委員会、数馬委員長。

○厚生建設常任委員長（数馬 尚） 厚生建設常任委員会所管事務調査について。

調査した結果を次のとおり報告いたします。

調査期間は、平成27年5月15日、1日間であります。

調査項目は、中・北空知廃棄物処理広域連合、中・北エネクリーン及び上砂川町一般廃棄物の最終処分場の状況についてでございます。

調査委員は、厚生建設常任委員会委員全員であります。

説明員は、中・北空知廃棄物処理広域連合、中・北空知エネクリーンの南事務局長、挽地次長、前田主査と上砂川町最終処分場は前田住民課長、松田住民課主幹であります。

調査内容は、中・北空知廃棄物処理広域連合、中・北空知エネクリーン及び上砂川町一般廃棄物最終処分場の施設設備の視察を通じて稼働状況等について現地にて調査いたしました。

調査結果について、中北空知の3組合、中空知衛生施設組合、砂川地区保健衛生組合、北空知衛生センター組合から搬入される可燃ごみを焼却処分する中・北空知エネクリーンを訪問し、事務局長ほかから施設建設の経緯や施設の概要を別添資料及びDVDにより説明を受けた後、館内を視察した結果、施設から排出される排ガスについては、地域住民の理解を得るためにも施設独自基準として国が定めた基準の3分の1から50分の1に設定

した安全な施設であり、また焼却炉の廃熱を活用した蒸気タービンによる発電は通常館内の必要電力の100%を確保し、余剰分を電力会社に売電し、運営経費に充当するなど、人体と環境への影響に配慮した施設となっており、今後の安全稼働に期待するものであります。

また、上砂川町一般廃棄物最終処分場の状況については、経年劣化による一部設備の改修が必要となってきたが、ごみ減量の取り組みへの成果から搬入量の減少により利用可能期限の延長が図られていることを確認いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（堀内哲夫） 次、第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会について報告を求めます。数馬議員。

○5番（数馬 尚） 平成27年第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会が平成27年5月25日月曜日午後2時から砂川市役所議会委員会で開催されましたので、ご報告いたします。

議件といたしましては、選挙第1号 議長の選挙について、選挙第2号 副議長の選挙について、選挙第3号 組合長の選挙について、議案第1号 副組合長の選任につき同意を求めることについて、議案第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。

結果といたしまして、慎重審議の結果、議長に砂川市議会、飯澤議長、副議長に歌志内市議会、女鹿議員、組合長に砂川市、善岡市長、副組合長に砂川市、角丸副市長、監査委員に浦臼町議会、静川議員をそれぞれ選任し、全会一致で可決されました。

なお、関係書類は事務局に保管しておりますことを申し添えまして、ご報告といたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、第1回砂川地区広域消防組合議会臨時会の結果報告について報告を求めます。数馬議員。

○5番（数馬 尚） 平成27年第1回砂川地区広

域消防組合議会臨時会が平成27年5月25日月曜日午後2時30分から砂川市役所議会委員会室で開催されましたので、ご報告いたします。

議件といたしましては、選挙第1号 議長の選挙について、選挙第2号 副議長の選挙について、選挙第3号 組合長の選挙について、議案第1号 副組合長の選任につき同意を求めることについて、議案第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、議案第3号 工事請負契約の締結について。

結果といたしまして、慎重審議の結果、議長に砂川市議会、飯澤議長、副議長に奈井江町議会、石川議員、組合長に砂川市、善岡市長、副組合長に砂川市、角丸副市長、監査委員に私数馬をそれぞれ選任し、全会一致で可決されました。

なお、関係書類は事務局に保管しておりますことを申し添えまして、ご報告といたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、第2回砂川地区広域消防組合議会臨時会の結果報告について報告を求めます。数馬議員。

○5番（数馬 尚） 平成27年第2回砂川地区広域消防組合議会臨時会が平成27年6月11日木曜日午前10時から砂川市役所議会委員会室で開催されましたので、ご報告いたします。

議件といたしましては、議案第1号 平成27年度砂川地区広域消防組合会計補正予算、議案第2号 砂川地区広域消防組合公告式条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 財産の取得について。

結果といたしまして、慎重審議の結果、全会一致で可決されました。

なお、関係書類は事務局に保管しておりますことを申し添えまして、ご報告といたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、空知中部広域連合議会第1回臨時会結果報告について報告を求めます。斎藤議員。

○4番（斎藤勝男） 平成27年空知中部広域連合議会第1回臨時会が平成27年5月22日金曜日午前10時から空知中部広域連合広域介護予防支援センターで開催されましたので、ご報告いたします。

議件といたしましては、選挙第1号 議長の選挙について、選挙第2号 副議長の選挙について、議案第1号 平成27年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第1号）、議案第2号 平成27年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算（第1号）、議案第3号 空知中部広域連合介護保険総合条例の一部を改正する条例、議案第4号 監査委員の選任について。

結果といたしまして、慎重審議の結果、議長に新十津川町議会、長谷川議長、副議長に雨竜町議会、大山口議長、監査委員に私斎藤をそれぞれ選任し、全会一致で可決されました。

なお、関係書類は事務局に保管しております。これを申し添えてご報告といたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、第1回中空知広域市町村圏組合議会臨時会結果報告について報告を求めます。大内副議長。

○副議長（大内兆春） 平成27年第1回中空知広域市町村圏組合議会臨時会が平成27年6月4日木曜日午前11時30分から滝川市議会議場で開催されましたので、報告いたします。

議件といたしましては、選挙第1号 議長の選挙について、選挙第2号 副議長の選挙について、議案第1号 監査委員の選任について。

結果といたしまして、慎重審議の結果、中空知広域市町村圏組合議長に歌志内市議会、川野議長、副議長に雨竜町議会、大山口議長、監査委員に砂川市議会、飯澤議長がそれぞれ選任し、全会一致で可決されました。

なお、関係書類は事務局に保管しておりますことを申し添えまして、ご報告といたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、石狩川流域下水道組合

議会第1回臨時会結果報告と第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会結果報告は、私から報告いたします。

石狩川流域下水道組合議会について、日時でございませけれども、平成27年6月4日午後1時より、場所につきましては滝川市役所9階、第2、第3委員会室でございませ。

議件でございませ。選挙第1号 議長選挙について、選挙第2号 副議長選挙について、選挙第3号 組合長選挙について、議案第1号 副組合長選任について、議案第2号 監査委員選任について。

結果、慎重審議の結果、議長に奈井江町議会、森山議長、副議長に滝川市議会、五十嵐副議長、組合長に滝川市、前田市長、副組合長に滝川市、千田副市長、監査委員に砂川市議会、飯澤議員を選任し、全会一致で可決されました。

続きまして、中・北空知廃棄物処理広域連合議会について報告いたします。

日時でございませが、平成27年6月4日午後2時より滝川市役所で行われました。

議件でございませ。選挙第1号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議長選挙について、選挙第2号 中・北空知廃棄物処理広域連合副議長選挙について、議案第1号 監査委員選任について。

結果、慎重審議の結果、議長に滝川市議会、水口議長、副議長に深川市議会、太田議員、監査委員に砂川市議会、飯澤議長がそれぞれ選任されたほか、全会一致で可決されました。

以上でございませ。

次、株式会社上砂川振興公社の平成26年度営業報告、決算報告並びに平成27年度事業計画報告について報告を求めませ。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、株式会社上砂川振興公社の経営状況等につきましてご報告を申し上げます。

お手元に配付してございませ振興公社の平成26年

度営業報告書、決算報告並びに平成27年度事業計画書をご参照願いたいと思ひませ。

1 ページの1の決算の概要をごらん願ひませ。株式会社振興公社は、平成19年度に上砂川町より施設並びに周辺の土地を購入して上砂川岳温泉パンケの湯の独自運営に入り8年目を迎えており、健康の里づくりプロジェクト事業を中心に、無料送迎バスの運行や各種イベントの開催のほか、法要後宴会誘致や集客プランの企画などの営業展開により独立採算の基本理念のもとに温泉経営に努めてまいりました。昨年4月の消費税増税により消費が落ち込む中、パンケの日、火曜割引日等の割引やプレミアム回数券などのキャンペーン販売を実施いたしましたが、宿泊客数を含め入り込み客数が落ち込み、厳しい運営となっているところだす。

決算の内容についてご説明申し上げますが、1 ページ中段の表をご参照願ひませ。平成26年度の決算は、収入では消費税増税分を入館料等に転嫁しなかつたことや入館者等の減少などにより対前年度比11.3%、1,727万5,000円の減の1億3,583万7,000円、支出では電気料金の再値上げや食材の高騰などにより対前年度比11.2%、1,702万9,000円減の1億3,564万2,000円、差し引き19万5,000円の経常利益から法人税31万5,000円を差し引いた12万円が当期純損益となり、平成19年度から独自運営をして以来初めての赤字となったところだあります。収入区別売上高及び経費の主な内容は、1 ページ下段から2 ページ上段に記載してございませので、後ほどごらんいただきたいと思ひませ。

次に、2 ページ中段の(2)、入り込み客数の状況だす、日帰り入館客数は対前年度比5.5%、5,941人減の10万1,748人、宿泊客数は対前年度比9.6%、651人減の6,119人で、全体では対前年度比5.8%減の10万7,867人と大幅に減少したところだあります。

2の各実施事業の状況につきましては、(1)

の健康の里づくり事業から4ページ、(4)、宿泊客対策までまとめておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

また、4ページ下段から庶務報告と本年3月31日現在の会社の概要、6ページには施設の利用状況を記載した資料を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、7ページ、貸借対照表でございます。振興公社の年度末における資産と負債の額は、それぞれ4億257万1,057円となるもので、流動資産と各項目の詳細につきましては8ページに貸借対照表明細書をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

9ページ、損益計算書でございます。公社全体の損益につきましては、先ほど全体の収支について述べさせていただきましたが、損益計算書下から3行目のとおり税引き前当期純利益金額は19万5,473円で、これから法人町民税、道民税31万5,000円を差し引いた11万9,527円が当期純損失金額となり、1ページ飛ばしまして11ページ、株主資本等変動計算書の利益剰余金に記載のとおり、当期末の繰り越し利益剰余金は38万5,548円となるものでございます。

戻りまして、10ページの販売費及び一般管理費につきましては、9ページ、損益計算書中段の販売費及び一般管理費1億1,269万5,596円の詳細です。後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、27年度の事業計画についてご説明いたします。13ページの1、基本方針でございますが、平成27年度は消費税増税による消費の落ち込みが続く中、食材費等の高騰、電気料金の再値上げなど観光施設にとっては厳しい現状が続いておりますが、年間入館者数を11万人とし、利用収益は前年度決算の2.3%増の1億1,390万円を目標に掲げ、営業努力をいたします。支出にあつては、電気料金の再値上げや経年劣化による修繕費等の増など負担が大きく見込まれることから、館内各所のLED化による節電対策など経費の削減を初め、仕

入れ原価抑制や各管理経費の削減等に努めます。

次に、2の部門別事業計画であります。 (1)の日帰り部門にあつては毎週火曜日等、入館割引デーの年間継続設定や優待つき回数券の販売を実施するほか、無料送迎バスの運行や祝日、祭日などに合わせたイベント開催と館内露店の展開、インターネットや専門誌利用など宣伝活動により集客の向上を図ってまいります。

(2)の宿泊部門にあつては、本年度町の助成を受け販売したプレミアム宿泊券や訪問販売等を行う営業サラリーマンや工事関係者の宿泊向けに新たにビジネスプランをインターネットから直接予約できるじゃらんnetで販売し、誘客を図るとともに、合宿誘致や町職員の協力を得ながら官公庁、各種団体へのPR活動実施や町実施事業と連携協力を図り、誘客に努めてまいります。

(3)のレストラン、宴会部門にあつては、季節感のあるメニューの提供、特産品を活用した料理や月間ごとの新メニュー等の販売を継続して実施します。宴会誘致策として町内外事業所、各種団体等の訪問のほか、法要会食のPR等を図るとともに、宴会デリバリー、ケータリングサービスの実施を行うほか、仕入れ価格の見直しを行いつつメニューの創意工夫で経費の軽減を図ってまいります。

(4)、売店部門については、近隣市町の農産物の販売を始めるほか、砂川スイートロードの商品販売など地産地消の商品販売を新たに展開してまいります。

(5)、特産品開発販売部門については、ニジマスの薫製を売店販売として安定的に提供できるよう努めるとともに、薫製技術を生かし、新たな薫製の商品開発を進めてまいります。

次に、3の事業予算であります。収入を1億4,345万円、支出を1億4,285万円とし、差し引き57万円とする予算であります。詳細につきましては、飛ばしまして16ページの収支計画明細書によりご説明いたします。収入であります。利用収

益として入館料2,222万円、町民無料券等920万円、宿泊料2,450万円、以下手数料まで合計で1億1,390万円を見込み、営業外収益であります補助金等は2,955万円を見込み、合計1億4,345万円としたところであります。

次に、費用であります。人件費と福利厚生費で5,298万円のほか、主なところでは燃料費1,448万5,000円、光熱水費1,753万6,000円、仕入れ2,350万円等を見込み、合計で1億4,288万円とし、差し引き57万円の経常利益を確保する収支予算としております。

ただいまご説明いたしました内容について15ページの損益計算書にまとめておりますので、後ほどごらん願いたいと思います。

以上が振興公社の事業報告、事業計画であります。振興公社にあっては依然として厳しい経営環境にありますことから、町からのさらなるご支援をいただき、健全経営がなせるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の3、4、5月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第4、町長の行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします平成27年第1回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。その他3件について報告をさせていただきます。

1件目といたしまして、上砂川町の行政面積の変更について報告いたします。現在の全国都道府県市区町村別の面積につきましては、平成元年に国土院が2万5,000分の1の地形図をもとに、各年の告示されました埋め立てや境界変更の面積を加算、修正を行い、公表されているものであり、本町にありましては、ご案内のとおり、39.91平方キロメートルとなっております。このたび国土院においてより高精度である電子国土基本図の整備が平成25年度に完了したことに伴い、この電子国土基本図のデータを用いて面積を計測する方法に変更され、その測定方法の結果、本町の行政面積は0.07平方キロメートル増加し、39.98平方キロメートルとなり、過日公表されたところであります。

行政面積の変更に伴います行政運営上の影響と対応についてであります。この行政面積値は国勢調査における人口密度の算出や地方交付税の算定基礎数値などに用いられておりますが、財政面での影響はほとんどないと判断しているところであります。また、今後作成いたします町勢要覧や統計資料など表示すべき行政面積は、新しい面積を用いてまいりますことを申し上げます。

次に、2件目であります。砂川地区広域消防組合上砂川支署建設工事及び工事管理業務委託の入札結果について報告いたします。上砂川支署庁舎につきましては、老朽化が著しく、耐震基準も満たしていないことから、平成27年度において電気設備と機械設備を含めた建築主体工事を実施することとし、予算議決をいただいたところであります。建設工事の入札につきましては、三鈿・高橋・増原経常建設共同企業体、水島建設工業株式会社、砂子・高橋・今田経常建設共同企業体、株式会社櫻井千田、株式会社北谷組、株式会社林工務店の6社による指名競争入札を去る5月12日に砂川地区広域消防組合消防本部において執行され、三鈿建設を代表とする共同企業体、三鈿・高橋・増原経常建設共同企業体が4億8,293万円で落札

決定いたしました。契約金額は、消費税相当額3,863万4,400円を加えた5億2,156万4,400円となり、5月25日開催の砂川地区広域消防組合議会第1回臨時会において工事請負契約が議決され、5月27日付で請負契約が締結されております。工事期間につきましては、平成28年3月25日を竣工期限としております。

また、工事を設計書と照合し、設計書どおり実施されているかを確認するための工事監理業務につきましては、建設設計業務委託の契約を締結いたしました札幌市の株式会社日総建と随意契約により5月12日に砂川地区広域消防組合消防本部において消費税相当額89万6,000円を含め1,209万6,000円で委託契約が締結されております。今後の庁舎建設工事に当たりましては、工事の安全施工と付近住民に迷惑がかからないよう徹底してまいります。

最後になりますが、3件目として交通死亡事故の抑止に向けた取り組みについてご報告いたします。ご承知のとおり、去る6月6日深夜に砂川市内の国道12号線において町民の運転する車両2台が軽ワゴン車と衝突する事故を起こし、歌志内市在住の一家5人が死傷する痛ましい悲惨な交通事故が発生いたしました。事故に至った詳細な経緯につきましては、現在捜査中ではありますが、逮捕、送検された2人は、マスコミ報道等では制限速度を大幅に上回る猛スピードでの走行と飲酒運転、信号無視、さらにはひき逃げであるとのことで、重大かつ悪質な事故を町民が起こしたことはまことに遺憾に思うものであり、お亡くなりになられた皆様方に対し心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、現在重体となっている次女の方には一日も早い回復を祈るものであります。

この事故を受けまして、6月11日に緊急ではありますが、交通安全推進委員会を開催いたしまして、今後の交通安全対策について協議、確認をしたところであります。具体的にはパトライトや広報車による啓発活動、町職員により役場前での旗

の波の実施、飲酒運転撲滅に向けたポスターの掲示及び立て看板の設置などを行うことといたしました。なお、5月12日の旗の波運動は、砂川警察署と合同により、悲惨な事故再発防止のため街頭啓発の活動として実施したところであります。

また、町民の皆さんが再びこのような悲惨な事故を起こさない、そして遭わないためにスピードダウン、飲酒運転の撲滅やシートベルトの全席着用など交通安全の意識高揚に向けたチラシを全世帯及び事業主に対し配布を行い、家庭や地域、さらに職場などでさらなる交通事故防止に向けた交通安全対策の取り組みを行うことといたしました。今後におきましても砂川警察署と連携を図りながら、必要な取り組みを進めていきたいというふうに考えておりますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます、町長行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第5、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育長行政報告を申し上げます。

平成27年第1回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましては、お手元に配付させていただいております報告書のとおりではありますが、福井県福井市鶉地区との小学生相互交流事業についてご報告申し上げます。

小学生相互交流事業につきましては、平成24年度から事業を実施しており、本年度は福井市鶉地区の小学生を受け入れる年度となっていることから、事業経費に係る予算につきましては当初予算に計上させていただいているところでございます。本年度鶉小学校の児童を受け入れるため、昨年からは福井市鶉地区の鶉の里づくり委員会と協議

を進めてきたところ、過日訪問概要の提出があったところがございます。

本年度の交流事業の概要であります。訪問日は7月30日木曜日から8月2日日曜日までの3泊4日となっており、訪問者の内訳につきましては小学生4名、引率者3名の合計7名が本町を訪問する予定となっております。現時点で予定している主な工程であります。初日の30日は夕方本町に到着した後、パンケの湯に宿泊し、2日目は中央小学校の子供たちと学校において小学校が主催する交流会に参加し、交流を深め、夜には昼間と同様に子供たち同士の交流を中心とした歓迎会に参加していただく予定であります。3日目は、旭山動物園の見学を予定しており、最終日につきましては千歳空港までお送りし、帰路につく予定となっております。

なお、事業の詳細につきましては、町教育委員会と小学校PTA及び小学校で構成する実行委員会において協議いたしますが、今まで本町から鶉地区を訪問した子供たちからは、温かい歓迎を受け、楽しい4日間を過ごせたと聞いておりますので、本町におきましても子供同士の交流をメインとし、楽しい思い出として記憶に残るような対応をしていきたいと考えているところであります。

今後におきましてもこの小学生相互交流事業が上砂川町と鶉地区において有意義なものとなるよう福井市鶉地区との連携を強化し、小学生相互交流事業の内容充実を図り、小学校だけではなく中学校間の交流にも発展することを期待するものでありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第6、報告第1号 専決処分報告について「平成26年度上砂川町一般会

計補正予算（第8号）」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第1号 専決処分報告について「平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）」の提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次の事件を専決処分したので報告する。

平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）補正の理由といたしましては、地方譲与税、自動車取得税交付金及び町債の減額と地方消費税交付金、地方交付税、国庫支出金及び道支出金の増額に係る歳入予算について補正し、国民健康保険特別会計及び下水道事業特別会計の繰出金、振興公社開発基金及び教育施設整備基金への積立金について歳出予算の補正をするものであること。

それでは、報告第1号、予算書本文をご参照願います。報告第1号 平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）。

平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,640万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7,275万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成27年3月31日専決

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求め

ます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、報告第1号について内容の説明をいたします。

このたびの補正は、地方消費税交付金や地方交付税の精査による歳入増加分について振興公社開発基金等に積み立てるものであります。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、2款地方譲与税75万円の減額で、1,325万円となります。

1項地方揮発油譲与税95万円の追加で、395万円となります。

2項自動車重量譲与税170万円の減額で、930万円となります。

6款地方消費税交付金880万円の追加で、4,180万円となります

1項地方消費税交付金、同額であります。

7款自動車取得税交付金130万円の減額で、170万円となります。

1項自動車取得税交付金、同額であります。

9款地方交付税7,485万円の追加で、16億6,845万2,000円となります。

1項地方交付税、同額であります。

13款国庫支出金10万円の追加で、2億6,681万1,000円となります。

1項国庫負担金10万円の追加で、1億4,638万6,000円となります。

14款道支出金80万円の追加で、1億2,421万1,000円となります。

1項道負担金5万円の追加で、1億86万7,000円となります。

2項道補助金75万円の追加で、1,269万6,000円となります。

15款町債610万円の減額で、2億1,228万円となります。

1項町債、同額であります。

歳入合計が7,640万円の追加で、28億7,275万円となります。

2、歳出、3款民生費20万円の追加で、6億4,961万9,000円となります。

1項社会福祉費20万円の追加で、5億8,567万7,000円となります。

7款商工費500万円の追加で、1億378万6,000円となります。

1項商工費、同額であります。

8款土木費120万円の追加で、3億3,055万1,000円となります。

1項土木管理費120万円の追加で、8,148万8,000円となります。

10款教育費7,000万円の追加で、1億6,921万3,000円となります。

1項教育総務費7,000万円の追加で、7,713万9,000円となります。

歳出合計が7,640万円の追加で、28億7,275万円となります。

第2表、地方債補正。1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。し尿処理施設整備事業、1,150万、950万、鶉・下鶉共同浴場ボイラー改修事業、1,450万円、1,340万円、既設公営改良住宅改善事業、3,020万円、2,780万円、除雪車更新事業、390万円、330万円。

事項別明細書、6ページ、歳出でございます。

3、歳出、民生費、社会福祉費、1目社会福祉総務費20万円の追加で、3億7,594万9,000円となります。国民健康保険基盤安定等負担金の増額に伴い、国保会計に繰り出しするものであります。

商工費、商工費、3目観光費500万円の追加で、1,562万8,000円となります。今後温泉の改修が必要となることから、振興公社開発基金に500万円を積み立てるものであります。

土木費、土木管理費、1目土木総務費120万円の追加で、8,148万8,000円となります。起債許可額の変更に伴い、下水道事業特別会計に繰り出しするものであります。

教育費、教育総務費、2目事務局費7,000万円の追加で、7,625万1,000円となります。中央小学

校の改修費用として、教育施設整備基金に7,000万円積み立てするものでございます。

次に、5ページ、歳入でございます。2、歳入、地方譲与税、地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税95万円の追加で、395万円となります。交付決定による精査であります。

地方譲与税、自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税170万円の減額で、930万円となります。交付決定による精査であります。

地方消費税交付金、地方消費税交付金、1目地方消費税交付金880万円の追加で、4,180万円となります。交付決定による追加であります。

自動車取得税交付金、自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金130万円の減額で、170万円となります。交付決定による精査であります。

地方交付税、地方交付税、1目地方交付税7,485万円の追加で、16億6,845万2,000円となります。交付決定による追加であります。

国庫支出金、国庫負担金、1目民生費負担金10万円の追加で、1億4,638万6,000円となります。交付決定による精査であります。

次ページであります。道支出金、道負担金、1目民生費負担金5万円の追加で、8,617万円となります。交付決定による精査であります。

道支出金、道補助金、2目民生費補助金75万円の追加で、818万7,000円となります。高齢者世帯等への福祉灯油助成事業が交付決定を受けたことにより計上するものであります。

町債、町債、2目衛生債310万円の減額で、2,290万円となります。いずれも起債許可額の変更に伴うものであります。

3目土木債300万円の減額で、4,160万円となります。いずれも起債許可額の変更に伴うものであります。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で報告理由並びに内容の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ご

ざいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより報告第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 専決処分報告について「平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）」は、承認することに決定いたしました。

◎報告第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、報告第2号 専決処分報告について「平成26年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第2号 専決処分報告について「平成26年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）」の提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次の事件を専決処分したので報告する。

平成26年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

補正の理由といたしまして、国民健康保険基盤安定等繰入金歳入増額に伴い、歳入予算について補正するものであること。

それでは、報告第2号、予算書本文をご参照願います。報告第2号 平成26年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）。

平成26年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

平成27年3月31日専決

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、報告第2号について内容の説明をいたします。

このたびの補正は、国民健康保険基盤安定等繰入金金の増額に伴う歳入予算のみの補正となるものであります。

2ページであります。第1表、歳入予算補正。

1、歳入、1款国民健康保険税20万円の減額で、6,066万4,000円となります。

1項国民健康保険税、同額であります。

3款繰入金20万円の追加で、8,315万2,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計で1億4,383万3,000円となるものであります。

事項別明細書、4ページ、歳入でございます。

2、歳入、国民健康保険税、国民健康保険税、2目退職被保険者等国民健康保険税20万円の減額で、475万円となります。4節医療給付費分滞納繰越分20万円の減額は、国民健康保険基盤安定等繰入金金の増額により滞納分を減額するものであります。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金20万円の追加で、8,315万2,000円となります。国

民健康保険基盤安定等繰入金を20万円追加するものであります。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で報告理由並びに内容の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより報告第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号 専決処分報告について「平成26年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）」は、承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時01分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、報告第3号 専決処分報告について「平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第3号 専決処分報告について「平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第5号）」

の提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次の事件を専決処分したので報告する。

平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第5号）

補正の理由といたしましては、町債の歳入減額に伴い歳入予算について補正し、あわせて町債借り入れ限度額の変更に伴う地方債補正をするものであること。

それでは、報告第3号、予算書本文をご参照願います。報告第3号 平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第5号）。

平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年3月31日専決

北海道上砂川町長 奥山 光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、報告第3号について内容の説明をいたします。

このたびの補正は、町債の減額に伴う歳入予算のみの補正となるものであります。

2ページであります。第1表、歳入予算補正。

1、歳入、3款繰入金120万円の追加で、7,351万円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

5款町債120万円の減額で、3,870万円となります。

1項町債、同額であります。

歳入合計で1億4,658万8,000円となるものであります。

第2表、地方債補正。1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。流域下水道事業、320万円、270万円、下水道整備事業債、430万円、360万円。

事項別明細書、4ページ、歳入でございます。

2、歳入、繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金120万円の追加で、7,351万円となります。町債の減額により一般会計繰入金を計上し、収支の均衡を図るものであります。

町債、町債、1目下水道事業債120万円の減額で、3,870万円となります。1節流域下水道事業債50万円の減額は、石狩川流域下水道負担金の精査によるもので、2節下水道整備事業債70万円の減額は下水道整備事業の起債許可額の変更によるものであります。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより報告第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号 専決処分報告につい

て「平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第5号）」は、承認することに決定いたしました。

◎報告第4号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、報告第4号 繰越明許費の報告について「平成26年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第4号 繰越明許費の報告について「平成26年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案の理由といたしましては、平成26年度上砂川町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算を次のとおり平成27年度へ繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであること。

平成27年6月16日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、報告第4号について内容の説明をいたします。

繰越明許費につきましては、平成26年度地域住民生活等緊急支援のための交付金事業といたしまして、本年3月定例議会におきまして一般会計にて補正予算計上し、繰越明許費の議決を受けた範囲内で平成27年度へ繰り越しましたので、報告するものでございます。

初めに、地域消費喚起・生活支援型交付金事業につきましては、地域における消費喚起やこれに直接効果を有する生活支援に関する事業の実施を

支援するため創設されたもので、プレミアムつき商品券発行事業や福祉灯油助成事業など6事業2,216万3,000円の予算を計上したところであります。次に、地方創生先行型交付金事業でございますが、地方版総合戦略の早期かつ有効な策定実施を支援するため創設されたもので、地方版総合戦略策定経費や観光振興対策事業など6事業6,031万6,000円の予算を計上し、2交付金事業合計で8,247万9,000円を平成27年度に繰り越したものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。2款総務費、1項総務管理費、事業名、地域消費喚起・生活支援型事業、金額2,216万3,000円、翌年度繰越額2,216万3,000円、左の財源内訳、既収入特定財源、未収入特定財源、国・道支出金1,451万7,000円、起債、その他、一般財源764万6,000円、地方創生先行型事業、金額6,031万6,000円、翌年度繰越額6,031万6,000円、国・道支出金3,961万9,000円、一般財源2,069万7,000円、計、金額8,247万9,000円、翌年度繰越額8,247万9,000円、国・道支出金5,431万6,000円、一般財源2,834万3,000円。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより報告第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号 繰越明許費の報告について「平成26年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」は、承認することに決定いたしました。

◎諮問第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて提案理由及び内容の説明を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案の理由といたしましては、現委員、池田正子氏が平成27年9月30日で任期満了となるに伴い、後任に大橋隆一氏を推薦することについて議会の意見を求めるものであること。

内容の説明に入りますので、本文をご参照願います。次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住所、

氏名、大橋隆一。生年月日、

職業、町臨時職員。備考、任期

3年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもってご推薦くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

本件は、町長提案のとおり、候補者の推薦をすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者

の推薦につき意見を求めることについては、町長提案のとおり決定いたしました。

◎議案第22号

○議長（堀内哲夫） 日程第11、議案第22号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第22号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、上砂川町税条例の関係条項の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めますが、条例本文が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、条例本文の読み上げは省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第22号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー1をごらん願います。このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、これに準拠し規定している本町の税条例の関係条項を改正するものであります。

改正の主な内容でございますが、町民税につき

ましては住宅ローン減税の対象期間を現行平成29年までとなっているものを2年間延長して平成31年までとし、またふるさと納税に係る申告の特例として、申告不要で個人住民税の控除を受けることができる制度を規定するものでございます。

軽自動車税では、一定の環境性能を有する4輪車等について平成28年度に限り燃費性能に応じた軽減税率を適用するものであります。

町たばこ税につきましては、旧3級品の製造たばこに係る特例税率を平成28年度から平成30年度までの間、段階的に税率を引き上げることによって廃止するものでございます。

国民健康保険税につきましては、課税限度額の改正といたしまして、基礎課税額を現行51万円から52万円に、後期高齢者支援金等課税額を現行16万円から17万円に、介護納付金課税額を現行14万円から16万円に引き上げるもので、また低所得者に係る軽減の拡充といたしまして、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行うものでございます。

その他の改正といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、マイナンバー法に係る規定の整備などを行うものでございます。

以上が主な改正の内容でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第23号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第12、議案第23号 上砂川町企業振興促進条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議

案第23号 上砂川町企業振興促進条例等の一部を改正する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町企業振興促進条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案の理由といたしましては、本町の産業振興を促進するため、関係条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めますが、この件も条例本文が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、条例本文の読み上げは省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第23号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー2をご参照願います。初めに、上砂川町企業振興促進条例につきましては、本町における企業の振興を促進するため、町内に工場等を新設、または増設するものに対し課税の減免、または助成措置を行い、雇用の促進を図ることを目的に昭和60年に制定された制度であります。このたびの改正は、企業の振興促進を図るため新增設する企業に対し助成内容を拡充し、雇用の創出及び移住、定住の促進並びに地域経済の活性化を図るため関係条項を改正するものであります。

改正の内容であります。現行2,000万円以上の投資が助成対象となっておりますが、改正後は小規模事業所も活用できるよう500万円以上に変更し、助成額については現行投資額の3%助成から改正後は最大1億円まで助成できるよう改正す

るものであります。また、雇用助成につきましても現行1人当たり10万円の助成を改正後は移住、定住を促進するため、新たに採用された町内居住従業員に対し1人当たり20万円を助成するものであります。

次に、上砂川町産業振興基金条例につきましても説明いたします。本町の産業振興を促進するために必要な資金を貸し付けることを目的に平成9年に制定され、企業から寄附を受けた金額を一般会計歳入歳出予算に計上し、その額をこの基金に繰り入れし、貸し付ける制度であります。このたびの改正は、企業振興促進条例の改正による助成内容の拡充に伴い、本基金条例の関係条項を改正するものであります。

改正の内容であります。企業振興促進条例の改正に伴い助成内容を拡充したことにより、助成財源を確保するため寄附金以外に一般会計から基金に積み立てできるよう改正し、さらに現行の貸付制度のほかに助成制度を創設したことから処分項目を設け、基金から助成できるよう改正するものであります。

なお、本条例の改正により財政調整基金から5億円を取り崩し、産業振興基金に同額を積み立てるため補正予算にて計上しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上が改正の主な内容でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第24号

○議長（堀内哲夫） 日程第13、議案第24号 空知中部広域連合規約の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第24号 空知中部広域連合規約の変更について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、空知中部広域連合規約を次のとおり変更する。

提案の理由といたしましては、介護保険法の改正に伴い、低所得者の介護保険料軽減に要する経費にかかわる新たな負担金の規定並びに地域支援事業に要する経費にかかわる規定の改正が必要なため、規約の一部を変更するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第24号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づく空知中部広域連合規約の変更に関するものでございます。

変更の内容でございますが、当初国は本年10月から消費税を10%に引き上げ、低所得者の保険料軽減強化を図るため公費を投入して第1号被保険者の第1段階から第3段階まで保険料を軽減する予定でありましたが、消費税10%への引き上げが平成29年4月に先送りされ、消費税が現行の8%となったことから、平成27年度及び平成28年度における第1段階の保険料率を見直すこととし、この保険料の軽減に要する経費の負担額を規定する空知中部広域連合規約を変更するものであります。

軽減の対象となる第1号被保険者の第1段階の対象要件は、生活保護受給者等と住民税非課税世帯で前年度収入額が80万円以下の方であり、年額2万9,880円を2万6,892円に軽減するものであります。公費投入に係る経費負担であります。軽

減分の2分の1を国が、4分の1を道と広域連合を構成する1市5町で負担することとなっております。これに伴う関係予算につきましては後日提案させていただきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。また、関連する地域支援事業に係る経費の規定についても変更するものではありません。

このたびの規約の変更は、広域連合を構成する1市5町の議会の議決後、知事への許可を得るものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。空知中部広域連合規約の一部を変更する規約。

空知中部広域連合規約（平成10年7月6日市町村第784号指令）の一部を次のように変更する。

別表第2項第2号に次のように加える。

③低所得者の介護保険料軽減に要する経費

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第124条の2第1項により算定した額から同条第2項及び第3項の国庫支出金及び道支出金を控除した額を負担額とする。

別表第2項第3号を次のように改める。

（3）地域支援事業に要する経費（第4条第3号関係）

①介護予防事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に要する経費

法第124条第3項により算定した額を負担額とする。

②包括支援事業及び任意事業に要する経費

法第124条第4項により算定した額を負担額とする。

附則

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第25号

○議長（堀内哲夫） 日程第14、議案第25号 空知教育センター組合格約の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第25号 空知教育センター組合格約の変更について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、空知教育センター組合格約を次のとおり変更する。

提案の理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うため規約の一部を変更するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第25号について内容の説明をいたします。

このたびの規約の変更は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令が一部改正されたことにより空知教育センター規約を変更するものであります。

内容でございますが、従前教育委員で構成される教育委員会が互選で教育長を任命しておりましたが、法律の改正により直接首長が議会同意の上、任命することとなり、教育委員としての身分を有しないことから、教育委員の解職の請求に関する事務処理について明記されている空知教育センター組合格約第9条3の「委員の」を「教育長又は委員の」に改めるものであり、地方自治法第286条第1項の規定により知事の許可を得るため、構成市町の議会の議決を得るものであります。

この規約の施行期日につきましては、北海道知事の許可のあった日から施行するものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。空知教育センター組合理約の一部を改正する規約。

空知教育センター組合理約（昭和43年4月26日地方第691号指令）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「第14条2」を「第15条」に、「委員の」を「教育長又は委員の」に改める。

附則

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第26号

○議長（堀内哲夫） 日程第15、議案第26号 平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第26号 平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,395万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億1,095万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年6月16日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第26号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、13款国庫支出金10万8,000円の追加で、2億221万1,000円となります。

2 項国庫補助金10万8,000円の追加で、5,521万4,000円となります。

17款繰入金5億円の追加で、5億60万円となります。

1 項基金繰入金、同額であります。

18款諸収入250万円の追加で、3,638万3,000円となります。

5 項雑入250万円の追加で、2,475万7,000円となります。

19款町債510万円の追加で、7億1,860万円となります。

1 項町債、同額であります。

20款繰越金2,624万2,000円の追加で、2,624万2,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が5億3,395万円の追加で、36億1,095万円となります。

2、歳出、2款総務費1,104万6,000円の追加で、1億6,457万7,000円となります。

1 項総務管理費1,104万6,000円の追加で、1億2,782万9,000円となります。

3 款民生費10万8,000円の追加で、6億3,894万8,000円となります。

2 項児童福祉費10万8,000円の追加で、5,459万8,000円となります。

4 款衛生費220万円の追加で、2億2,708万1,00

0円となります。

2項清掃費220万円の追加で、1億591万円となります。

7款商工費5億円の追加で、5億4,654万円となります。

1項商工費、同額であります。

8款土木費1,615万円の追加で、2億9,614万1,000円となります。

3項住宅費1,615万円の追加で、1億1,289万円となります。

10款教育費444万6,000円の追加で、8,668万6,000円となります。

1項教育総務費363万6,000円の追加で、1,069万5,000円となります。

2項小学校費60万円の追加で、2,720万8,000円となります。

5項保健体育費21万円の追加で、1,114万8,000円となります。

歳出合計が5億3,395万円の追加で、36億1,095万円となります。

第2表、地方債補正。1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。緑が丘団地公営住宅水洗化事業、1,290万円、1,800万円。

事項別明細書、6ページ、歳出でございます。

3、歳出、総務費、総務管理費、3目財政管理費839万6,000円の追加で、859万9,000円となります。資料ナンバー3をご参照願います。新地方公会計制度の導入及び公共施設等総合管理計画策定についてであります。1の経緯につきましては、現在の自治体の決算は歳入歳出であらわす単式簿記により財務諸表を作成して事務を行っておりますが、平成28年度決算より民間企業と同様の複式簿記による財務諸表を作成し、より一層の財政の透明化を高め、財政の効率化をあらわすことのできる新たな地方公会計制度による決算事務を行うことといたします。さらに、全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっていることから、地方自治体において公有財産の現状分析や適正管

理等の基本的な考え方を示す公共施設等総合管理計画を策定いたします。

2の対応ですが、1つ目は現在決算事務については伝票を基本として手作業で行っておりますが、地方公会計制度では電算化が不可欠なことから、財政会計システムを導入いたします。2つ目は、町有財産等の資産については、現在紙媒体で台帳管理しておりますが、決算事務をスムーズに移行できるようデータ化を図るため業務委託により資産台帳整備を行います。3つ目としては、資産台帳の整備により公共施設等総合管理計画策定に向けた基礎資料を策定いたします。

3のスケジュールですが、3カ年計画となっており、本年度は財務会計システム導入及び資産台帳の整備を行うものであります。

4の予算につきましては、13節委託料では資産台帳整備業務委託として588万3,000円、14節使用料及び賃借料では財務会計システム借上げ料として251万3,000円、合計839万6,000円を計上するものであります。

予算書にお戻りください。11目地域振興費250万円の追加で、1,214万7,000円となります。資料ナンバー4をご参照願います。自治会連絡協議会の補助金であります。地域コミュニティー助成事業の概要でございますが、自治会連絡協議会が地方自治総合センター助成事業を活用し、各町自治会の負担軽減を図るため草刈り機等を整備するものであります。事業内容につきましては、自走式草刈り機3台、刈り払い機16台、プロア2台を整備するもので、事業費総額は250万円となり、100%補助事業で、町の予算を通して進めるものであります。

予算書に戻りください。民生費、児童福祉費、3目子育て世帯臨時特例給付金給付事業費10万8,000円の追加で、132万円となります。19節負担金、補助及び交付金10万8,000円の追加は、子育て世帯臨時特例交付金に生活保護世帯分を追加するものであります。

衛生費、清掃費、2目じん芥処理費220万円の追加で、7,278万8,000円となります。11節需用費、修繕料で不法投棄対策として町内に監視カメラ3台を設置する費用で47万円、処分場汚水調整池シート修理及び脱水機修理などで158万円、じんかい車のエンジンふぐあい修理で15万円、合計220万円を追加するものであります。

2目企業開発費5億円の追加で、5億1,480万5,000円となります。財政調整基金を取り崩し、産業振興基金に5億円積み立てるものであります。

土木費、住宅費、1目住宅管理費1,615万円の追加で、8,844万2,000円となります。資料ナンバー5から7をご参照願いたいと思います。資料のピンクの部分が今回補正する箇所となっております。資料5につきましては、下鶴学校下公住屋根ふきかえ2棟8戸で520万円、資料6は緑が丘公営住宅屋根塗装4棟16戸で340万円、資料7では緑が丘公住水洗化2棟8戸540万円、資料6と7はいずれも集約住宅の整備事業でございます。その他東山ケアつき住宅浄化槽プロアポンプ1基更新で35万円、熱交換器4基更新で180万円、合計1,615万円を11節需用費、修繕料に追加するものであります。

教育費、教育総務費、2目事務局費363万6,000円の追加で、980万7,000円となります。11節需用費は、上砂川高校開校記念碑の修繕料として45万円計上するものであります。現在の教育広報車は平成9年購入で、購入後18年を経過していることから今年度購入することとし、12節役務費で保険料として8万円、登録手数料として7万6,000円、合計15万6,000円、18節備品購入費で8人乗りワゴン車購入費として300万円、27節公課費として自動車重量税3万円計上するものであります。

教育費、小学校費、1目学校管理費60万円の追加で、2,147万7,000円となります。中央小ボイラーの修繕料であります。

教育費、保健体育費、2目体育施設費21万円の追加で、798万8,000円となります。11節需用費21

万円の追加は、プール照明器具等の修繕料であります。

次に、5ページ、歳入であります。2、歳入、国庫支出金、国庫補助金、2目民生費補助金10万8,000円の追加で、1,176万2,000円となります。2、児童福祉費補助金10万8,000円の追加は、歳出同額を計上するものであります。

繰入金、基金繰入金、1目基金繰入金5億円の追加で、5億60万円となります。財政調整基金から繰り入れし、産業振興基金に積み立てるものであります。

諸収入、雑入、5目雑入250万円の追加で、2,475万3,000円となります。自治総合センターコミュニティ助成事業、歳出同額を計上するものであります。

町債、町債、2目土木債510万円の追加で、4,700万円となります。緑が丘公営住宅水洗化事業に係る起債の計上であります。

繰越金、繰越金、1目繰越金2,624万2,000円の追加で、2,624万2,000円となります。前年度繰越金を充当し、収支の均衡を図るものであります。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎要望第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第16、要望第1号 上砂川町議会の活性化並びに議員定数の削減についての要望書を議題といたします。

お諮りいたします。この要望書については、お手元に配付した要望書の写しのおりとしておりますので、読み上げを省略いたしまして、町議会会議規則第94条の規定により議会運営委員会に付託し、閉会中の継続審査としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、要望第1号 上砂川町議会の活性

化並びに議員定数の削減についての要望書は、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

午前11時48分 散会

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日17日は休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、明日17日は休会することに決定いたしました。

なお、休会中については常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。

また、18日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方願いたします。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時48分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 大 内 兆 春

署 名 議 員 伊 藤 充 章

平成 27 年

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 2 日）

6 月 18 日（木曜日）午前 10 時 00 分 開 議
午前 10 時 40 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 22 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 23 号 上砂川町企業振興促進条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 24 号 空知中部広域連合規約の変更について
- 第 6 議案第 25 号 空知教育センター組合規約の変更について
- 第 7 議案第 26 号 平成 27 年度上砂川町一般会計補正予算（第 2 号）
※ 議案第 22 号～第 26 号までは
質疑・討論・採決とする。
- 第 8 調査第 2 号 所管事務調査について
- 第 9 派遣第 2 号 議員派遣承認について

○会議録署名議員

8 番 大 内 兆 春
1 番 伊 藤 充 章

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、栗原教育委員長が所用のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成 27 年第 2 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 10 時 00 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定によって、8 番、大内副議長、1 番、伊藤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（堀内哲夫） 日程第 2、一般質問に対する質疑を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 齋 藤 勝 男 議 員

○議長（堀内哲夫） 4 番、齋藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4 番（齋藤勝男） 平成 27 年第 2 回定例会に当たり、私は通告に基づき、2 件の一般質問をさせていただきます。

1 件目でございます。町道鶉北 1 条線南側設置の排水溝への児童及び歩行者転落事故防止対策について。本件における排水溝が設置されております町道鶉北 1 条線の概況について申し上げます。道路幅、アスファルト舗装部分は約 4 メーター 80 センチで、南側は路肩幅が約 80 センチから約 1 メーター 60 センチと不規則な幅であり、また北側の路肩は約 40 センチ幅のコンクリート製ふたつき排

水溝で、歩道は設置されておられません。

次に、この排水溝設置概況について申し上げます。東鶉北1条4丁目町職員住宅前から東鶉町営住宅手前の間約120メートルにわたって同町道南側に設置されており、幅は約80センチから約95センチで、深さは約45センチから約80センチで、ふたはない状態となっております。先ほど路肩幅が不規則と申しましたが、道路の道幅も不規則で、排水溝が設置されている直前の東側道幅は約6メートルで、北側に歩道も設置されておりますが、設置場所になると急に道幅が狭くなり、また道路の高低差もあり、西側に向かって約60センチ低くなっております。

道幅が狭いため、車がすれ違うときは路肩部分まで寄りなければならぬ状況となっております。また、子供たちの遊び場所である公園もすぐそばにあり、自転車に乗っている子供もおられます。同排水溝の設置場所によっては、路肩部分から排水溝底までの高低差が約1メートル40センチあり、転落した場合人身事故になる危険性が非常に高いと思われます。また、近年多発しておりますゲリラ豪雨により当設置場所道路上に相当量の雨水が流れる状況でもございます。また、先ほど申し上げましたが、路肩と排水溝との間が短いところでは約80センチしかなく、しかも路肩が排水溝側へ傾斜している箇所もあり、ゲリラ豪雨等により低学年児童にとって排水溝への転落の危険性があると言わざるを得ません。

以上、さまざま申し上げましたが、地域住民よりこのまま事故防止対策をとらなければ将来必ずや通行中の自動車による転落事故、自転車に乗っての自損転落事故、自然災害による転落事故等、さまざまな事故発生の危険性が大きく、行政に危険防止対策を求める声がございます。当排水溝転落防止対策を行政としてどのように考えておられるかお伺いいたします。

2件目でございます。町道鶉下鶉線、鶉2条2丁目町営住宅上歩道に設置の歩行者転落防止柵整

備についてでございます。本件につきましては、町道鶉2条2丁目町営住宅上から鶉公園との間において歩道上に設置されております長さ約100メートルの歩行者転落防止柵です。概況について申し上げます。この転落防止柵は、1柵横幅約2メートル、高さは約85センチから90センチで、50柵から成っております。転落防止柵設置歩道と歩道下町営住宅裏との高低差は、最大約2メートル50センチあり、住宅裏に幅40センチ、深さ30センチ、ふたなしの排水溝が設置されております。この町道は、小学校への通学路でもあり、通学児童を歩道下への転落事故から守る重要な転落防止柵であり、一般の歩行者にとっても同じでございます。

このような重要な転落防止柵ですが、下段横柵と歩道路面上とのすき間が最大で約43センチあり、低学年児童においては転落防止柵としての機能が少ないと思われます。また、このすき間のある箇所が一番高低差のあるところに多く見られることです。また、見た目はペンキ塗装にて整備されているように見えますが、現状は横柵と支柱とのつけ根部分の腐食がかなり進んでおり、特に下段部分横柵の約30柵に腐食が見られる状況となっております。先ほど申し上げましたが、下段横柵と歩道路面上最大すき間43センチのさらなる拡大につながるおそれがあります。通学児童、地域住民歩行の安心、安全のため、転落防止柵整備を行政として今後どのように考えておられるかお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの4番、斎藤議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤康弘） 4番、斎藤議員ご質問の1件目、町道鶉北線南側設置の排水溝への児童及び歩行者転落事故防止対策についてお答えいたします。

初めに、町道鶉北線の排水側溝の状況についてご説明いたします。町道鶉北線南側の排水側溝は、

上幅80から90センチメートル、下幅40から60センチメートル、深さ50から70センチメートルの台形型の不規則でふたのない側溝が約120メートルにわたり設置されており、議員ご指摘のとおり、路肩から側溝底部までの高低差が場所によっては1メートル40センチあり、万が一転落した場合には非常に危険な状況にあり、道路幅も狭く、歩道もないため、歩行者のみならず通行車両の転落も想定されます。

この側溝は、昭和51年の町道認定時には既に設置されていたもので、約40年以上を経過し、現在では同型の規格製品は製造されておらず、側溝自体の老朽化が進み、強度も不足していると考えられ、転落防止策としてコンクリート製のふたの設置やグレーチングの設置で転落を防止する方策もありますが、側溝自体の抜本的な改修も必要であると考えます。

議員ご質問の転落防止対策につきましては、この路線は通学路でもあり、多くの児童生徒が通行いたしますので、該当地域住民の意見を参酌しながら、応急的な措置なども含め広く対応策について検討を進めるとともに、今年度策定いたします道路ストック安全点検において現況調査を行った上で改修計画を策定し、早期に地域住民の不安解消や通学児童、高齢者等の歩行者と通行車両の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、2件目、町道鶉下鶉線、鶉2条2丁目町営住宅上歩道に設置の歩行者転落防止柵整備についてお答えいたします。初めに、歩道に装置された転落防止柵ですが、八千代橋から緑が丘方面に向かい、北側の歩道に昭和53年に改良住宅が建設された際に設置をしたもので、設置後37年が経過し、老朽化が進んでおります。設置当時は主流の転落防止柵であったと考えられ、規格は支柱の高さが90センチメートルで、横柵下段と歩道路面とのすき間が35センチであったものが長年の経過により、議員ご指摘のとおり、最大で43センチメー

トルほどのすき間や高さに高低差が生じたものと考えられます。この設置された柵につきましては、支柱等に腐食が見られたことから、平成23年に腐食部分を溶接補修し、ペンキ舗装を行うなどの応急措置を講じておりますが、経年劣化により支柱と横柵のつなぎ目に腐食が確認されました。

議員ご質問の今後の転落防止対策につきましては、応急的な措置として腐食部分の溶接補強を行うとともに、町内に同じように劣化した転落防止柵がないか強度等も含め全町的な点検を実施した上で、今年度実施する道路ストック安全点検の中で改修計画を策定し、優先順位をつけて安全対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○4番（斎藤勝男） ございません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◇ 高橋成和 議員

○議長（堀内哲夫） 次、6番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6番（高橋成和） 私は、第2回定例会に当たり、通告しております中町、本町、東山地区の今後の下水道計画について2点の質問をさせていただきます。

上砂川町の下水道施設は、平成9年から污水管布設に着手し、現在中央地区まで整備が完了し、下水道の普及も進み、町民が快適な生活を過ごせております。今町内で下水道が整備されていない地域が用途廃止予定の東町を除き、中町、本町、東山、朝駒工業団地の4地区なのかと思われま。自分自身職員住宅も含め現地調査してみたところ、これらの地区のほとんどの住宅については、建設時に下水道法の改正により現在生産中止となっているトイレのみを浄化する単独処理式浄化槽

や便槽を利用した簡易水洗トイレ方式となっており、生活排水については今後合併処理式浄化槽にするしかない状況でございます。最近になります、この対象地域にお住まいの浄化槽が故障した住民の方に下水道が完備されるのはいつでしょうと尋ねられ、今のところ町の整備計画が未定のため、自分は返す言葉が見つかりませんでした。それらも踏まえ、全て下水道施設を完備するとなると施工上の問題や多額の費用が生じ、難しいのかと思います、既に設置されている各家庭の浄化槽設備も老朽化等によりいつかは修理できない状況にもなるかと思ひますし、対象地域の住民の方々には今後町の整備計画を明確にする時期が来ているかと思ひますので、今後の方向性についてお伺ひいたします。

次に、現在分譲しております中町と本町の4区画についてお伺ひいたします。もともと分譲価格が安いことと20万円の奨励金もあるので、大変申し上げにくいところではございますが、やはり新築の際に合併処理式浄化槽を設置するとなると、一般家庭用の5人槽が定価で70万円ほどしますから、工事費となると多額の費用が生じるのではないかと推察するところでございます。近隣の行政面積の広い自治体においては、特に農業従事者の家庭に浄化槽工事費用を全額補助するという自治体もあります。本町はもともとそういう制度がありません。全額補助というのは、既に住宅を建築されている住民の方々もいますから大変難しいのでしょうかけれども、水洗便所の改造資金の融資のように合併処理式浄化槽設置についても新たな誘致制度を設けてみてはいかがでしょうかと思ひます。今後快適な衛生環境を目指す上で、町としての考えをお伺ひいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの6番、高橋議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤康弘） 6番、高橋議員のご質

問、中町、本町、東山地区の今後の下水道計画についてお答えいたします。

初めに、下水道整備事業の経過につきましては、下水道事業を導入するに当たり、快適で衛生的な暮らしを促進することを目的に平成7年に町議会と町内各団体の代表者20名による下水道整備審議会を設立し、下水道事業の内容検討を行ってまいりました。中町、本町、東町、東山、奥沢地区につきましては、分譲団地が広い範囲に点在することや戸数の規模、費用対効果を考慮し、全体計画区域の中から認可区域外とする審議会の答申を受け、平成8年に事業認可を受け、石狩川流域下水道組合に加盟し、事業を進めてまいりました。現在同地区におきましては、44戸の個人住宅と38戸の高齢者事業、7件の事業所の合計89戸がありますが、全体の45戸、50.5%に浄化槽が設置され、29戸、32.6%が簡易水洗、未設置の住宅や事業所は15件で16.9%となっており、浄化槽の設置や簡易水洗化が普及している状況にあることと費用対効果を勘案したときに現段階ではこの地区へ管渠等の下水道整備を行う予定はありません。

新築の際の合併浄化槽に対する補助につきましては、移住定住奨励金を町外転入で新築した場合には最大190万円が支給されるよう制度の拡充も図っており、また既に新築された際に個人負担で設置を行っていることを勘案しますと、新たな補助制度を設けることは難しいと考えられます。しかしながら、単独浄化槽につきましては、平成13年に浄化槽法が改正され、新設時には合併浄化槽の設置が義務づけられ、今後単独浄化槽が故障した場合には修理が不可能な状況にあり、更新する場合には60万円から70万円の多額の費用が生じますことと下水道整備区域外の浄化槽設置の普及に向けて現在制度整備されております水洗便所等改造資金融資あっせん制度の見直しも含め、検討してまいりたいと考えております。

なお、当町の平成26年度末の水洗化率は73%となり、多くの住民の皆さんが快適で衛生的な暮ら

しをしていただいておりますが、今後もさらに下水道普及の向上に向けてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○6番（高橋成和） ありません。ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◇ 伊 藤 充 章 議 員

○議長（堀内哲夫） 次、1番、伊藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○1番（伊藤充章） 私は、平成27年第2回定例会に当たり、さきに通告いたしました上砂川中学校校舎前通路の舗装についてご質問させていただきます。

上砂川中学校校舎前の通路の舗装状態は、私が多年にわたり見ておりましたところ、その状態が年々ひどく悪化してきているように見受けられます。春先の雪解けの時期や雨天時に非常に大きなもの、小さなもの、それら複数の水たまりができてしまうほどに悪化しており、生徒の登下校時の通行に支障を来すようになってしまっております。

私は、教育についてソフトの面でもハードの面でも、その環境は非常に重要なことではないかと考えております。必要な補修をしないまま放置し、きれいに維持していく努力を怠ってしまうと、心理的にモラルが低下してしまいます。生徒の物を大事に扱うということや学ぶ意欲が低下してしまうのです。校舎につきましては、近年耐震化工事が完了し、必要な補修がなされたと考えておりますが、校舎前の舗装につきましても支障のないようにきちんとした補修が必要と私は考えます。このことにつきまして町のご対応をお伺いいたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの1番、伊藤議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。斉藤教育次長。

○教育次長（斉藤琢也） 1番、伊藤議員の質問、上砂川中学校校舎前通路の舗装についてお答えいたします。

初めに、上砂川中学校校舎前通路部分の舗装についてであります。通路部分を給食資材運搬車や自転車、さらには一般車両等が通行する際に土ぼこりが立ち、給食調理室にも面して衛生上の課題もあることから、これら土ぼこりを防ぐため校舎前約2,000平米に簡易舗装を施したもので、これまで舗装面の傷みが著しくひどくなりましたら、その状況により補修を施すなどの対応をしてきたところであります。議員ご指摘のとおり、冬期間における大型除雪車、給食資材運搬車や教職員、生徒保護者等の一般車両の走行と経年劣化により小ささまざまなくぼみができ、夏場においては雨天時には水たまりとなるほど傷みが著しくなっておりますことから、当面転圧など部分補修による応急対応に努めたいと考えております。

校舎前舗装の今後の対応につきましては、道道から生徒玄関への通路についても沈下が著しく、排水溝との段差も大きくなっており、全面改修を施す場合の工法や道路のあり方も含め、生徒たちの安全確保や学校運営に支障が出ない方法など学校とも十分協議を行い、改修計画を検討していきたいと考えております。

議員のお話にもございますが、ソフト、ハード面での教育環境の整備は非常に重要であり、議員の思いを同じくするもので、引き続き教育環境整備に配慮してまいりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○1番（伊藤充章） ございません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◇ 吉川 洋 議員

○議長（堀内哲夫） 次、3番、吉川議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（吉川 洋） 第2回定例会におきまして、通告いたしました分別ごみ袋の取り扱いについて質問をさせていただきます。

当町は、歌志内のエネクリーンを利用している14市町の中で、唯一前年対比でごみの減量に成功している自治体であります。これは、行政の取り組みとあわせて町民の皆様への分別に対する理解、意識の高さを証明するものと考えているところでございますが、そこでこのような状況をこれからも継続するためにも上砂川町のごみ袋の販売方法であります。登録をしている事業者によって町民の皆様へ販売をしております。分別ごみのごみ袋の取り扱いをより町民の皆様へ理解をし、普及をするためにも必要なごみ袋販売は、行政サービスの一部をその事業者が担っているものと考えているところでございますが、その登録店ですが、廃業等いろいろな事情から、かつては20店舗近い事業者がございましたが、現在は11店舗しかございません。高齢化率の高い当町においてこれ以上の減少が起きると、近くで販売する店がなくなり、行政サービスの低下と分別の進んでいる状況の悪化につながるものと考えられるところでございます。

販売は、登録事業者が役場の窓口にて現金で買い求め、店等に在庫して販売するわけでございますが、その手数料は売り値の5%でございます。これは、販売開始以来変わっていません。販売業者においては、800円の袋を760円で購入して販売するわけでございますが、そのほとんどの店が書類上の問題もあるかと思いますが、売り上げに計上せざるをございません。そうすると、8%の売り上げに対して消費税が適用され、納税の義務が発生いたします。また、平成29年には10%の消費税導入が予定されております。ますます販売業

者にとっては厳しい状況となるところでございます。これ以上これらの理由により販売業者の減少をさせないためにも、また高齢者の方々に近くで販売する店を減らさないためにも販売手数料のせめて消費税相当まで上げることが望ましいと考えるところでございます。町としてこれらについてどのようにお考えかお聞かせをいただき、質問とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの3番、吉川議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。前田住民課長。

○住民課長（前田 厚） 3番、吉川議員のご質問、上砂川町分別ごみ袋の取り扱い手数料についてお答えいたします。

初めに、本町における指定ごみ袋の導入の経過についてであります。指定ごみ袋の導入につきましては、廃棄物の発生を抑制し、減量、リサイクルを推進するとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とし、平成14年12月1日より開始したもので、町民の皆様のごみ分別、リサイクル意識の向上により、議員ご指摘のとおり、当町にありましてはごみの減量化が図られていると思っております。

この証紙として規定されているごみ袋の販売は、上砂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則に規定されている指定ごみ袋取り扱い業者の指定を受けた商店等において販売されており、登録店の状況ですが、導入当初は24業者がございましたが、商店等の廃業等により現在では13業者まで減少しております。

また、販売にかかわる手数料につきましては、し尿処理手数料における証紙販売手数料と同率の証紙売上額の5%としたところであります。指定ごみ袋は、上砂川町証紙条例及び規則により証紙として取り扱っており、各証紙の金額を印刷し、販売されるごみ袋は不課税物品となるものであります。取り扱い業者によっては売り上げとして

計上しているようでございます。

指定ごみ袋が導入され、20年近く経過し、手数料は導入当初の5%と変わらず、この間消費税も8%に引き上げられ、平成29年度には10%の引き上げが予定されており、納税義務が発生するため、販売業者はますます厳しい状況になることも想定されていることから、販売業者を減少させないためにも手数料を消費税相当まで値上げしてはとのご質問であります。手数料につきましては販売開始から20年近く据え置きとなっておりますことから、手数料の引き上げについて近隣市町の取り扱いや手数料などの状況を調査し、検討させていただきたいと考えております。

また、登録店舗につきましては、さきに申し上げましたが、減少傾向にありますことから、現在未登録店への働きかけを行い、新たな登録店舗の確保に努めてまいりますので、ご理解願いたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。吉川議員。

○3番（吉川 洋） 質問ではないのですが、店が減ったということで、どこで売っているのだろうかというふうにわからないお年寄りが結構現状いるみたいなので、改めて広報等でここでこういうものを扱っていますよと、ごみ袋扱っていますよというようになことを一回知らせていただければ、聞かれる場合あるのです、結構よそから来て。だから、この近くでこういうところで売っていますので、地区、地区でもう一回何らかの方法でお知らせすることをやっていただければありがたいと思います。

○議長（堀内哲夫） という吉川議員からの要望です。要望です。心してください。そういうことで、あとございませんか。

○3番（吉川 洋） ありません。

○議長（堀内哲夫） それでは、ないようすの

で、打ち切ります。

以上で一般質問に対する質疑を終了いたします。

◎議案第22号 議案第23号 議案第24号
議案第25号 議案第26号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、議案第22号から日程第7、議案第26号については既に提案理由並びに内容の説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第22号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第22号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第23号 上砂川町企業振興促進条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第23号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 上砂川町企業振興促進条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第24号 空知中部広域連合規約の変更について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第24号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 空知中部広域連合規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第25号 空知教育センター組合規約の変更について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第25号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 空知教育センター組合規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第26号 平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第26号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、調査第2号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議会運営委員長から会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査について申し出がありましたので、委

員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたい
と思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可す
ることに決定いたしました。

◎派遣第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、派遣第2号 議
員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載さ
れておりますように、これを派遣してまいりたい
と思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしまし
た。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本定例会に付議され
ました案件につきましては全て終了いたしました
ので、平成27年第2回上砂川町議会定例会を閉会
いたします。

どうもご苦労さまでした。

（閉会 午前10時40分）

地方自治法第123条第2項の規定に
よりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 大 内 兆 春

署 名 議 員 伊 藤 充 章